広島県告示第七百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和四年十月二十四日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

氏名	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
﨑濱　成康	蒼空鍼灸整骨院	尾道市新浜二丁目一一―一	柔道整復	令和四年九月一四日
釘﨑　重男	訪問鍼灸マッサージ　アールイー	尾道市東則末町一三番四八号	あん摩マッサージ指圧	令和四年一〇月一日